

ふるさとづくりのために
環境経済に取り組んでいます！④

株式会社角谷製菓(気比)

—コウノトリ育む農法の米を使用した煎餅等の製造—

「環境を良くする事業で経済効果が生まれることで、環境と経済は互いに発展し合う」。このような環境経済型事業に取り組む企業にインタビューします。

《問合せ》エコバレー推進課環境経済係 ☎23-4480

—会社の概要は？—

当社は、昭和21年にあられ屋として創業し、昭和47年に株式会社化しました。

創業当時は戦後間もないころで、物々交換の手段として

あられを取引していました。ところが、その当時のあられを作る機械は性能が悪く、

ロス(割れてしまったもの)が多く出ていました。

そこで、ロスの少ない餅の製造を始め、おこわ、煎餅と商品のラインナップを広げて現在に至ります。



▲熟成二度焼き煎餅「かなめ」

—コウノトリ育む農法の米を使用したきっかけは？—

当社は、地元で調達できるものは、できるだけ地元で調達するようにしています。

取引先からの要望の中に、商品にうるち米を混ぜ込んでほしい」というものがあります。

そこで、うるち米にコウノトリ育む農法の米を使用することで、豊岡の農業や環境に貢献できるだけでなく、他商品との差別化を図れると考えました。



▲かにおこわ

—商品の特長と価格は？—

おこわは、素材と手作りにこだわって製造しており、ふんわり・もっちりした味わいが特長です。

煎餅は、生地の半分以上にズワイガニの身を練りこみ、熟成期間を経て丁寧に焼き上げており、濃厚な味わいに仕上がっています。

価格は、おこわが1個250円から、煎餅は8枚630円からです。

—売れ行きは？—

取引先は京都の老舗料亭などが多く、安定して売れています。また、航空会社などの会員制カタログに掲載しており、幅広い年齢層から好評をいただいています。

地元では、城崎の直営店のほか、老舗旅館などで販売しています。

—今後の展開は？—

当社は、インターネット通販サイトも運営しており、一般の方への直接販売に力を入れています。また、海外の展示会にも積極的に出展し、アジアを中心とした海外展開も進めています。

※詳細は、問い合わせください。
☎28-2140

とよおかがホッと見守り隊

豊岡市高齢者見守りネットワークとは？

①

市では、高齢者の虐待や孤立などを防止し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進するため「高齢者見守りネットワーク(とよおかホッと見守り隊)事業」を展開しています。

見守りネットワーク 関係協力機関

○協力団体 区長連合会、民生委員児童委員連合会など 全29団体

○公的機関 警察、公的医療機関など 全12団体

○事業所 郵便局、配食事業者、新聞販売店、飲料販売店、食材等宅配事業所、水道検針事業所、金融機関、介護保険事業所など全222事業所

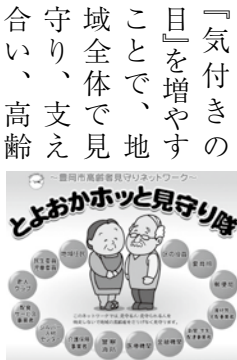
連絡をいたたくと…

▽地域包括支援センターの職員が訪問するなど、どのような状況か確認します。

▽必要なサービスや制度を利用できるように、高齢者や家族を支援します。

▽連絡いただいた方のことを、本人や他の人に話すことはありません。

《問合せ》 高年福祉課地域包括支援センター
☎24-2409



国民年金のお知らせ

平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行されました。そのうち年金給付に関する改正事項の中から次の3項目についてお知らせします。



1 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されるようになります

▽これまでは 国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されてきました。



▽平成26年4月からは 国民年金に加入していた妻が亡くなった場合に「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになります。対象となる「子」とは、これまでどおり18歳到達年度末までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子で

す。また、一定の保険料納付要件があります。
※平成26年4月1日以後の死亡が対象です。

2 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

▽これまでは 未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹」でした。



▽平成26年4月からは これまでの遺族の範囲に加えて「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など）」まで広がります。（表1 新たに未支給年金を受け取れる遺族）

※平成26年4月1日以後の死亡が対象です。

▽手続き窓口

豊岡年金事務所または市役所市民課・各支所

<表1> 新たに未支給年金を受け取れる遺族

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

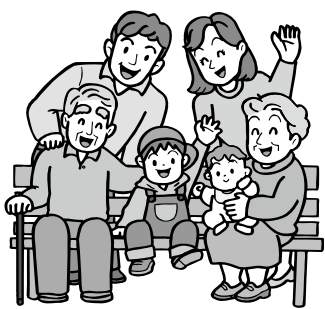
3 任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

▽これまでは 国民年金の任意加入被保険者（※1 下記の場合）が保険料を納付しなかった期間については、未納期間とされ、受給資格期間（年金を受け取るために必要な期間）に算入されませんでした。

▽平成26年4月からは この未納期間は、合算対象期間として受給資格期間に算入されます。ただし、合算対象期間は、年金額には反映されません。

※1 合算対象期間に算入される期間

1	昭和61年3月以前にサラリーマンの妻等で、国民年金に任意加入していたが、保険料未納期間がある。
2	昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの間で、学生として国民年金に任意加入していたが、保険料未納期間がある。
3	昭和61年4月1日以降で、海外に居住していた期間のうち、国民年金に任意加入していたが、保険料未納期間がある。



豊岡年金事務所からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●5月10日（土）は

午前9時30分～午後4時

●5月7日（水）、12日、19日、26日（月）は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

・050から始まる電話の方

☎03-6700-11165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎22-10948

▽市民課市民係

☎21-9015または各支所市民福祉係